

3 債務管理制度

(1) 国債整理基金特別会計の歳入・歳出（令和5年度当初予算）

(歳 入)

(単位：百万円)

	令和4年度 当初予算 (A)	令和5年度 当初予算 (B)	差 引 増▲減額 (B) - (A)
他会計より受入	92,333,090	81,324,198	▲ 11,008,892
一般会計より受入	24,338,491	25,249,411	910,921
特別会計より受入	67,994,600	56,074,787	▲ 11,919,813
交付税及び譲与税配付金	30,183,195	29,669,495	▲ 513,700
外国為替資金	496,252	489,591	▲ 6,661
財政投融资	22,591,732	11,439,807	▲ 11,151,925
エネルギー対策	12,671,641	12,398,902	▲ 272,739
労働保険	52	374	322
年金	1,452,416	1,446,668	▲ 5,748
食料安定供給	211,319	252,051	40,732
国有林野事業債務管理	354,649	344,014	▲ 10,634
自動車安全	33,343	33,885	542
東日本大震災復興 他会計より受入	20,369	15,587	▲ 4,782
特別会計より受入	20,369	15,587	▲ 4,782
東日本大震災復興	20,369	15,587	▲ 4,782
脱炭素成長型経済構造移行推進 他会計より受入	-	607	607
特別会計より受入	-	607	607
エネルギー対策	-	607	607
租 税	112,600	112,800	200
公 債 金	152,940,382	157,551,331	4,610,949
公 債 金	149,081,480	153,121,222	4,039,742
復興借換公債金	3,858,902	3,326,663	▲ 532,239
脱炭素成長型経済 構造移行借換公債金	-	1,103,446	1,103,446
東日本大震災復興株式 売払収入	172,108	200,245	28,137
東日本大震災復興配当金 収入	3,972	5,440	1,468
東京地下鉄	3,972	3,972	-
日本郵政	-	1,468	1,468
運用収入	29,864	29,281	▲ 583
利子収入	29,864	29,280	▲ 584
売却及償還益金	0	1	1
東日本大震災復興運用収入	122	145	23
利子収入	122	145	23
雑 収 入	178,954	234,040	55,085
経過利子受入	177,849	232,935	55,085
雑 入	1,105	1,105	-
東日本大震災復興雑収入	21	22	1
経過利子受入	21	22	1
歳 入 合 計	245,791,483	239,473,695	▲ 6,317,788

(歳 出)

(単位：百万円)

	令和4年度 当初予算 (A)	令和5年度 当初予算 (B)	差 引 増▲減額 (B) - (A)
国債整理支出	241,735,989	234,821,541	▲ 6,914,448
証書等製造費	23	7	▲ 17
国債事務取扱手数料	20,393	23,403	3,011
賠償償還及払戻金	823	823	-
貨幣交換差額補填金	0	0	0
売却及償還差額補填金	29,000	29,000	-
債務償還費	231,897,311	224,745,556	▲ 7,151,755
公債等償還	186,492,904	180,090,502	▲ 6,402,402
一般会計負担分	164,567,465	169,290,122	4,722,657
特別会計負担分	21,925,439	10,800,380	▲ 11,125,059
借入金償還	40,909,807	40,339,954	▲ 569,853
一般会計負担分	588,197	587,449	▲ 748
特別会計負担分	40,321,610	39,752,506	▲ 569,105
政府短期証券償還	4,494,600	4,315,100	▲ 179,500
利子及割引料	9,788,439	10,022,751	234,312
公債利子等	9,122,752	9,377,219	254,467
一般会計負担分	8,465,485	8,746,695	281,210
特別会計負担分	657,267	630,524	▲ 26,743
借入金利子	95,913	81,972	▲ 13,941
一般会計負担分	12,475	11,593	▲ 882
特別会計負担分	83,438	70,379	▲ 13,059
政府短期証券利子	569,775	563,561	▲ 6,214
一般会計負担分	60,000	60,000	-
特別会計負担分	509,775	503,561	▲ 6,214
復興債整理支出	4,055,494	3,548,101	▲ 507,393
国債事務取扱手数料	162	68	▲ 94
株式売払手数料	4,174	4,007	▲ 167
売却及償還差額補填金	121	144	23
債務償還費	4,030,808	3,528,340	▲ 502,468
公債等償還	4,030,808	3,528,340	▲ 502,468
特別会計負担分	4,030,808	3,528,340	▲ 502,468
利子及割引料	20,229	15,541	▲ 4,688
公債利子等	19,904	15,241	▲ 4,663
特別会計負担分	19,904	15,241	▲ 4,663
借入金利子	325	300	▲ 25
特別会計負担分	325	300	▲ 25
脱炭素成長型経済構造移行債整理支出	-	1,104,053	1,104,053
国債事務取扱手数料	-	7	7
債務償還費	-	1,103,446	1,103,446
公債等償還	-	1,103,446	1,103,446
特別会計負担分	-	1,103,446	1,103,446
利子及割引料	-	600	600
公債利子等	-	600	600
特別会計負担分	-	600	600
歳 出 合 計	245,791,483	239,473,695	▲ 6,317,788

(注1) 国債整理支出の一般会計負担分、復興債整理支出の特別会計負担分及び脱炭素成長型経済構造移行債整理支出の特別会計負担分には、整理基金特会独自収入を含みます。

(注2) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(2) 各会計の債務償還費、利子及割引料等の状況 (令和5年度当初予算・令和3年度決算)

国債整理基金特別会計は、一般会計及び特別会計からの繰入資金等を財源として、公債、借入金等の償還及び利子等の支払を一元的に経理しています。

A 令和5年度当初予算

(単位：百万円)

	債務償還費	利子及割引料	その他	合計	備考
他会計より受入	71,624,054	9,676,747	23,398	81,324,198	
一般会計より受入	16,756,068	8,472,283	21,060	25,249,411	公債の償還及び利子、借入金の償還及び利子、財務省証券の利子等
特別会計より受入	54,867,986	1,204,463	2,338	56,074,787	
交付税及び譲与税配付金	29,612,295	57,200	-	29,669,495	借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子
外国為替資金	-	488,819	771	489,591	外国為替資金証券の利子等
財政投融资	10,800,380	637,877	1,550	11,439,807	財投債の償還及び利子、財政融資資金証券の利子等
エネルギー対策	12,389,691	9,196	15	12,398,902	借入金の償還及び利子、石油証券及び原子力損害賠償支援証券の償還及び利子等
労働保険	-	374	-	374	一時借入金の利子
年金	1,440,920	5,748	-	1,446,668	借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子
食料安定供給	250,634	1,416	1	252,051	借入金の償還及び利子、食糧証券の償還及び利子等
国有林野事業債務管理	342,801	1,213	-	344,014	借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子
自動車安全	31,265	2,620	-	33,885	借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子
東日本大震災復興他会計より受入	-	15,519	68	15,587	
特別会計より受入	-	15,519	68	15,587	
東日本大震災復興	-	15,519	68	15,587	復興債の利子、一時借入金の利子等
脱炭素成長型経済構造移行推進他会計より受入	-	600	7	607	
特別会計より受入	-	600	7	607	
エネルギー対策	-	600	7	607	借入金の利子及び一時借入金の利子等

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

B 令和3年度決算

(単位：百万円)

	債務償還費	利子及割引料	その他	合計	備考
他会計より受入	84,398,768	7,823,276	15,135	92,237,179	
一般会計より受入	17,380,491	7,193,825	14,055	24,588,371	公債の償還及び利子、借入金の償還及び利子等
特別会計より受入	67,018,277	629,451	1,080	67,648,808	
交付税及び譲与税配付金	31,173,776	364	-	31,174,141	借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子
外国為替資金	-	-	258	258	国債事務取扱手数料
財政投融资	24,151,677	627,903	815	24,780,395	財投債の償還及び利子等
エネルギー対策	9,732,127	545	7	9,732,678	原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債の償還、借入金の償還及び利子、石油証券の償還等
年金	1,446,630	100	-	1,446,730	借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子
食料安定供給	120,957	164	0	121,122	借入金の償還及び利子、食糧証券の償還等
国有林野事業債務管理	360,299	13	-	360,312	借入金の償還及び利子
自動車安全	32,810	362	-	33,173	借入金の償還及び利子
東日本大震災復興他会計より受入	246,002	4,957	57	251,016	
特別会計より受入	246,002	4,957	57	251,016	
東日本大震災復興	246,002	4,957	57	251,016	復興債の利子等

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(3) 国債整理基金の国債償還財源等の繰入額等、償還額、年度末基金残高、借換額 (令和5年度当初予算)

(単位：億円)

	令和3年度(決算)	令和4年度(予定)	令和5年度(予定)
償還財源繰入額等			
公債等	429,892	346,128	274,489
(うち復興債償還財源)	(13,907)	(2,480)	(2,017)
(うち脱炭素成長型経済構造移行債償還財源)	(-)	(-)	(-)
一般会計負担分	170,506	164,443	164,466
特別会計負担分	247,937	181,625	108,004
(うち復興債償還財源)	(2,460)	(2,431)	(-)
(うち脱炭素成長型経済構造移行債償還財源)	(-)	(-)	(-)
株式売払収入	10,867	-	1,962
(うち復興債償還財源)	(10,867)	(-)	(1,962)
運用収入等	582	60	57
(うち復興債償還財源)	(579)	(50)	(54)
(うち脱炭素成長型経済構造移行債償還財源)	(-)	(-)	(-)
借入金	415,236	406,412	400,620
一般会計負担分	3,299	3,196	3,095
特別会計負担分	411,937	403,216	397,525
合計	845,128	752,540	675,109
償還額			
公債等	429,762	346,267	274,496
普通国債	166,617	159,938	160,741
出資国債等	7,721	4,654	3,734
財政投融资特別会計国債	241,517	179,194	108,004
復興債	13,907	2,480	2,017
脱炭素成長型経済構造移行債	-	-	-
借入金	415,236	406,412	400,620
合計	844,997	752,678	675,115
年度末基金残高	30,180	30,042	30,035
(うち復興債償還財源)	(-)	(-)	(-)
(うち脱炭素成長型経済構造移行債償還財源)	(-)	(-)	(-)

(参考)

「特別会計に関する法律」第47条第1項の規定による借換国債収入額	151,358	200,000	250,000
「特別会計に関する法律」第47条第1項の規定による借換国債収入額を含む年度末基金残高	181,538	230,042	280,035

国債借換額	1,428,502	1,484,872	1,575,513
(うち復興債借換分)	(26,950)	(36,217)	(33,267)
(うち脱炭素成長型経済構造移行債借換分)	(-)	(-)	(11,034)

- (注1) 株式売払収入は、株式売却経費を控除したものです。
- (注2) 運用収入等には、配当金収入及び前年度剰余金を含みます。
- (注3) 年度末基金残高には、「特別会計に関する法律」第47条第1項の規定による借換国債収入額を含みません。
- (注4) 令和4年度(予定)及び令和5年度(予定)の「特別会計に関する法律」第47条第1項の規定による借換国債収入額には、予算総則上の限度額を計上しています。
- (注5) 単位未満は四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(4) 国債整理基金の国債への運用状況の推移

(単位：兆円)

	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
国庫短期証券	17.2	17.1	-	-	-	-	-	-	-	-
現先等	8.9	14.4	0.1	0.3	0.3	0.2	0.6	0.2	0.1	0.1
計	26.1	31.5	0.1	0.3	0.3	0.2	0.6	0.2	0.1	0.1

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(5) 国債整理基金特別会計の剰余金推移

(単位：億円)

	剰余金	
		うち基金残高
平成29年度	30,932	30,074
平成30年度	30,764	30,059
令和元年度	30,918	30,200
令和2年度	30,522	30,050
令和3年度	30,787	30,180
令和4年度	30,042	30,042
令和5年度	30,035	30,035

(注) 令和4年度及び令和5年度は、令和5年度当初予算ベース。

(6) 流動性供給入札結果 (令和4年度)

	第355回	第356回	第357回	第358回	第359回	第360回	第361回	第362回	第363回	第364回	第365回	第366回
入札日	R4.4.19	R4.4.21	R4.5.6	R4.5.24	R4.6.9	R4.6.14	R4.7.20	R4.7.22	R4.8.23	R4.8.25	R4.9.8	R4.9.21
応募額 (億円)	23,184	10,205	22,034	21,556	30,727	9,747	17,254	18,276	18,099	11,994	24,439	15,723
募入決定額 (億円)	4,985	4,999	4,987	4,977	4,994	4,993	4,979	4,993	4,987	4,992	4,991	4,996
募入平均利回格差 (%)	▲0.009	▲0.009	0.005	▲0.007	▲0.006	0.084	▲0.004	▲0.027	▲0.003	0.029	▲0.018	0.008
募入最大利回格差 (%)	▲0.008	0.019	0.007	▲0.007	▲0.003	0.099	▲0.002	▲0.026	▲0.002	0.034	▲0.016	0.010

	第367回	第368回	第369回	第370回	第371回	第372回	第373回	第374回	第375回	第376回	第377回	第378回
入札日	R4.10.6	R4.10.25	R4.11.11	R4.11.22	R4.12.13	R4.12.21	R5.1.17	R5.1.24	R5.2.13	R5.2.24	R5.3.9	R5.3.23
応募額 (億円)	31,886	14,448	19,634	26,927	27,417	14,415	23,349	20,719	14,969	17,161	15,992	16,461
募入決定額 (億円)	4,989	4,988	4,996	4,995	4,989	4,995	4,998	4,993	4,983	4,983	4,990	4,992
募入平均利回格差 (%)	0.001	0.060	▲0.047	▲0.005	▲0.003	0.022	▲0.002	▲0.004	▲0.005	▲0.019	▲0.003	▲0.037
募入最大利回格差 (%)	0.003	0.067	▲0.035	▲0.003	▲0.001	0.027	0.001	▲0.001	▲0.003	▲0.017	0.000	▲0.031

(7) 買入消却入札結果 (令和4年度)

物価連動国債

入札日	応募額 (億円)	買入決定額 (億円)	買入平均価格較差 (円)	買入最大価格較差 (円)
R04.04.13	1,275	201	▲0.500	▲0.50
R04.05.11	1,426	201	▲0.504	▲0.50
R04.06.06	1,186	200	▲0.486	▲0.40
R04.07.08	952	200	▲0.271	▲0.17
R04.08.19	1,143	200	▲0.440	▲0.40
R04.09.16	1,232	200	▲0.510	▲0.51
R04.10.19	1,484	200	▲0.675	▲0.55
R04.11.02	1,211	201	▲0.361	▲0.20
R04.12.07	992	200	▲0.268	▲0.19
R05.01.06	857	200	▲0.463	▲0.25
R05.02.20	1,047	201	▲0.500	▲0.50
R05.03.06	743	200	▲0.120	0.37

(8) 買入消却の実施状況

(額面ベース、単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市中金融機関	25,126	7,414	1,202	1,204	1,205	4,810	6,016	5,109	2,404
日本銀行	2,000	-	-	-	-	-	-	-	-
計	27,126	7,414	1,202	1,204	1,205	4,810	6,016	5,109	2,404

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(9) 各種会合メンバーと最近の開催実績

A. 国の債務管理に関する研究会

<メンバー>

岩下 真理	大和証券株式会社金融市場調査部チーフマーケットエコノミスト
上山 毅弘	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社執行役員 フィクストインカムグループ長
亀田 啓悟	関西学院大学総合政策学部教授
小枝 淳子	早稲田大学政治経済学術院教授
左三川 郁子	日本経済研究センター金融研究室長兼主任研究員
篠 潤之介	早稲田大学国際学術院准教授
滝澤 美帆	学習院大学経済学部教授
戸村 肇	早稲田大学政治経済学術院教授
森田 長太郎	SMBC日興証券株式会社金融経済調査部シニアフェロー

以上 9名

(敬称略、五十音順)

(令和5年6月2日現在)

<開催実績>

開催日	内容
令和4年6月13日 (第1回) ※対面/オンライン	・国債発行を取り巻く現状と課題
令和4年11月10日 (第2回)	・国債発行を取り巻く現状と課題 ・円金利市場の動向 ～グローバルな金利上昇圧力の波及～ ・コスト・アット・リスク分析について
令和5年6月2日 (第3回) ※対面/オンライン	・国債の安定消化 ・自然利子率から考える、長期金利の適正水準

B. 国債市場特別参加者会合

<メンバー>

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| S M B C日興証券株式会社 | 岡三証券株式会社 |
| クレディ・アグリコル証券会社 東京支店 | クレディ・スイス証券株式会社 |
| ゴールドマン・サックス証券株式会社 | J Pモルガン証券株式会社 |
| シティグループ証券株式会社 | ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 |
| 大和証券株式会社 | ドイツ証券株式会社 |
| 東海東京証券株式会社 | 野村証券株式会社 |
| バークレイズ証券株式会社 | B N Pパリバ証券株式会社 |
| B o f A証券株式会社 | 株式会社みずほ銀行 |
| みずほ証券株式会社 | 株式会社三井住友銀行 |
| 三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社 | モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社 |

以上 20 社

(五十音順)

(令和3年5月26日現在)

<開催実績>

開催日	内 容
令和4年6月15日 (第99回) ※ 書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年7-9月期における物価連動債の発行額等について ・令和4年7-9月期における流動性供給入札の実施額等について ・最近の国債市場の状況と今後の見通しについて
令和4年9月28日 (第100回)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年10-12月期における物価連動債の発行額等について ・令和4年10-12月期における流動性供給入札の実施額等について ・最近の国債市場の状況と今後の見通しについて
令和4年10月25日 (第101回)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度第2次補正予算に伴う国債発行計画について
令和4年12月2日 (第102回)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1-3月期における物価連動債の発行額等について ・令和5年1-3月期における流動性供給入札の実施額等について ・令和5年度国債発行計画の策定に向けた現状と課題について ・最近の国債市場の状況と今後の見通しについて
令和5年3月22日 (第103回)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度における固定利付債のリオープン及び入札方式について ・令和5年4-6月期における物価連動債の発行額等について ・令和5年4-6月期における流動性供給入札の実施額等について ・GX 経済移行債について ・最近の国債市場の状況と今後の見通しについて

C. 国債投資家懇談会

<メンバー>

a 投資家

株式会社かんぽ生命保険	企業年金連合会
キャブラ・インベストメント・マネジメントLLP	信金中央金庫
全国共済農業協同組合連合会	株式会社千葉銀行
東京海上日動火災保険株式会社	株式会社栃木銀行
日本生命保険相互会社	農林中央金庫
PGIMジャパン株式会社	株式会社みずほ銀行
三井住友信託銀行株式会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
株式会社ゆうちょ銀行	

以上15社
(五十音順)

b 学者・研究者

神山 弘行 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
富田 俊基 (株式会社野村資本市場研究所客員研究員)
(座長) 吉野 直行 (慶應義塾大学経済学部名誉教授、金融庁金融研究センター長、東京都立大学特任教授)

以上3名
(敬称略、五十音順)
(令和5年5月12日現在)

<開催実績>

開催日	内容
令和4年10月25日 (第89回)	・令和4年度第2次補正予算に伴う国債発行計画について
令和4年12月2日 (第90回)	・令和5年度国債発行計画の策定に向けた現状と課題について
令和5年3月22日 (第91回)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度における固定利付債のリオープン及び入札方式について ・令和5年4-6月期における物価連動債の発行額等について ・令和5年4-6月期における流動性供給入札の実施額等について ・最近の国債市場の状況と今後の運用見通しについて ・GX 経済移行債について

D. 国債トップリテラー会議

<メンバー>

- | | |
|---------------|--------------|
| SMB C日興証券株式会社 | 城北信用金庫 |
| 青和信用組合 | 大和証券株式会社 |
| 多摩信用金庫 | 中央労働金庫 |
| 株式会社中国銀行 | 株式会社トマト銀行 |
| 野村證券株式会社 | 株式会社八十二銀行 |
| 株式会社北洋銀行 | 株式会社北海道銀行 |
| 株式会社みずほ銀行 | みずほ証券株式会社 |
| 株式会社三井住友銀行 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 宮崎中央農業協同組合 |
| 株式会社ゆうちょ銀行 | |

以上 19 機関
(五十音順)
(令和5年6月8日現在)

<開催実績>

開催日	内容
平成30年2月19日 (第17回)	・個人向け国債の販売状況、最近の個人投資家の投資行動、個人向け国債の広告についての当局からの説明 ・それぞれの件についての意見交換
令和元年5月30日 (第18回)	・個人向け国債の販売動向等、個人向け国債の広告についての当局からの説明 ・それぞれの件についての意見交換
令和2年6月10日 (第19回) ※電話会議	・個人向け国債の販売動向等、個人向け国債の広告、個人向け国債の長期安定保有の促進についての当局からの説明 ・それぞれの件についての意見交換
令和3年6月7日 (第20回) ※オンライン開催	・個人向け国債の販売動向等、個人向け国債販売にあたっての取組事例、発行当局と取扱機関との連携強化、個人向け国債の広告についての当局からの説明 ・個人向け国債販売にあたっての取組事例について金融機関から説明 ・それぞれの件についての意見交換
令和4年6月8日 (第21回) ※オンライン開催	・個人向け国債の販売動向等、個人向け国債の広告、個人向け国債販売にあたっての取組事例、個人向け国債の取扱事務に係る注意事項、令和4年度の取組方針についての当局からの説明 ・個人向け国債販売にあたっての取組事例について金融機関から説明 ・それぞれの件についての意見交換

(10) 戦後の国債管理政策の推移

年度	国債管理政策等	財政政策等
昭和 22 ~ 39		
40	41.1 シ団引受開始 (7年債) 41.3 運用部引受開始	補正予算で歳入補填債発行
41		当初予算で建設公債発行
42		現在の減債制度確立 (60年償還ルール)
43	43.4 特別マル優制度の導入 43.5 減債制度の確立	
44		
45		大阪万国博覧会
46	47.1 国債の償還期限延長 (7年→10年)	ニクソン・ショック スミソニアン協定
47		
48		福祉元年 変動為替相場制移行 第一次石油危機
49		
50		財政危機宣言 補正予算で特例公債発行
51	52.1 割引国債 (5年) 発行開始	55年度特例公債脱却目標設定
52	52.4 金融機関の取得した国債の流動化開始	
53	53.6 中期国債 (3年) の公募入札開始	
54	54.6 中期国債 (2年) の公募入札開始 55.1 中期国債ファンド発売 55.2 国債振替決済制度の創設	機関車論 59年度特例公債脱却目標設定 第二次石油危機
55	55.6 中期国債 (4年) の公募入札開始	
56	56.9 6年債の直接発行	増税なき財政再建 土光臨調発足 (3K (米、国鉄、健康保険) 問題)
57	58.2 15年変動利付国債の直接発行	ゼロ・シーリング
58	58.4 金融機関による国債の募集の取扱い開始 58.9 20年債の直接発行	65年度特例公債脱却目標設定 マイナス・シーリング
59	59.6 金融機関による国債のディーリング開始	
60	60.6 国債整理基金特別会計法の改正 ① 短期国債、借換債前倒し発行 ② 電電株式等の同基金への帰属 60.10 国債先物取引開始 61.2 短期国債の公募入札開始	日本電電公社・日本専売公社民営化 プラザ合意
61	61.10 20年債のシ団引受開始	基礎年金制度導入
62	62.9 20年債の公募入札開始 62.11 10年債の引受額入札方式導入	日本国有鉄道民営化
63	63.4 郵便局における国債の募集の取扱い開始	
平成元	元.4 シ団10年債の部分的入札制導入	消費税導入 (3%)
2	2.10 シ団10年債の入札割合を40%から60%に拡大	特例公債発行脱却 臨時特別公債発行 (湾岸戦争への対応)
3	3.4 10年債入札結果の即日発表	バブル経済崩壊
4	4.4 外国法人が保有するTB・FBの償還差益非課税措置	
5	6.1 マル優枠の拡大 (350万円) 6.2 6年債の公募入札開始	
6		減税特例公債発行 (~8年度) 阪神・淡路大震災→補正予算 (6年度) で特例公債発行
7		
8	8.4 20年債の四半期毎入札の導入 8.4 日本版レポ取引開始	所得税減税 (税率構造の累進緩和等)
9		消費税率3%→5% 財政構造改革法成立 アジア通貨危機・国内金融システム問題
10	10.4 中期国債の非競争入札開始 11.1 繰上償還条項の撤廃 11.3 入札日程及び発行額の事前公表	財政構造改革法停止
11	11.4 TB1年物の公募入札開始 11.9 30年債公募入札開始 12.2 5年利付債導入	所得税減税 (最高税率の引下げ) 法人税減税 (税率引下げ)
12	12.6 15年変動利付国債の公募入札開始 12.9 国債市場懇談会の開催開始 12.11 3年割引債の公募入札開始 13.3 即時銘柄統合 (リオープン) 方式の導入	介護保険制度導入
13	13.4 新規先取引の導入 13.10 入札日程の公表方式を変更し、常時翌3か月分を公表	14年度国債発行額 30兆円以下目標
14	14.4 国債投資家懇談会の開催開始 14.5 シ団の競争入札比率の引上げ (60%から75%に、14年5月債から実施) シ団引受手数料の引下げ (63銭から39銭に、14年5月債から実施) 15.1 新しい振替決済制度の導入 ストリップ債の導入 15.2 買入消却の入札開始 15.3 個人向け国債の導入	
15	15.5 シ団の競争入札比率の引上げ (75%から80%に、15年5月債から実施) 15.12 「国債管理政策の新たな展開」公表 16.2 WI取引 (入札前取引) の開始 16.3 物価連動国債の発行	

年度	国債管理政策等	財政政策等
16	16.5 シ団の競争入札比率の引上げ (80%から85%に、16年5月債から実施) シ団引受手数料の引下げ (39銭から23銭に、16年5月債から実施)	所得税から住民税への税源移譲
	16.7 国債管理体制の強化 国債担当審議官・市場分析官の新設 国債企画課・国債業務課の二課体制化 民間人の登用等	
	16.10 国債市場特別参加者制度の導入 国債市場特別参加者の指定 国債市場特別参加者会合の開催開始 第Ⅱ非価格競争入札開始	
	16.11 国の債務管理の在り方に関する懇談会の開催開始	
	17.1 国債に係る海外説明会(海外IR)開始	
17	17.4 第Ⅰ非価格競争入札開始 シ団の競争入札比率の引上げ (85%から90%に、17年4月債から実施)	
	17.7 入札に関するルール等の見直し 国債及びFBの競争入札における応札制限の導入 15年変動利付国債の入札方式変更(価格コンベンショナル方式)	
	18.1 新型個人向け国債(固定利付型)の導入	
	18.1 買入消却の対象の拡大(対象銘柄を全銘柄に拡大)	
	18.3 シ団の廃止	
18	18.4 流動性供給入札の導入	2011年度PB黒字化目標設定
	18.12 物価連動国債及び30年債の原則リオープン化を公表	
	19.1 FB6ヶ月物導入(TB6ヶ月物からの振り替え)	
19	19.4 特別会計に関する法律施行(スワップション取引等規定の整備)	郵政民営化
	19.4 30年債の入札方式の変更(価格コンベンショナル方式)	
	19.6 トップリテラー会議の開催開始	
	19.9 15年変動利付国債の原則リオープン化を公表	
	19.10 新型窓口販売方式の導入	
19.11 40年債の公募入札開始		
20	20.4 特別流動性供給入札制度の導入	後期高齢者医療制度導入 リーマン・ショック
	20.4 利付国債の発行日を、原則T(入札日)+3日に設定	
	20.4 流動性供給入札制度の対象の拡大 (対象銘柄を6~29年の利付債に拡大[物国、変国等を除く])	
	20.6 ストリップス債の買入消却の開始	
	20.8 15年変動利付国債の発行予定額の減額(年間4回→年間2回)	
	20.9,10 物価連動国債等の発行予定額の減額等(発行取り止め)	
	20.12 15年変動利付国債・物価連動国債の発行予定額の減額 (21年2月発行取り止め)等	
21	21.1 第Ⅱ非価格競争入札の応札限度額を「価格競争入札等における落札額の10%」から「同15%」に引き上げ	
	21.2 TB・FBの統合発行(T-Bill)を開始	
	21.4 市中からの買入消却の総額を3兆円から4兆円に拡大 (物価連動国債と15年変動利付国債に重点)	
22	21.7 流動性供給入札制度の対象の拡大 (対象銘柄を5~29年の利付債に拡大)	
	22.1 物価連動国債と変動利付国債の買入消却について、危機対応から平時への移行という視点を踏まえ、減額を開始	
	22.3 財務省ホームページにおいて、流通市場における実勢価格に基づいてコンスタント・マッチリテラー・ベースの実勢金利を公表	
22	22.7 個人向け国債固定3年債を平成22年7月(募集は6月)より発行開始	2020年度PB黒字化目標設定
	22.12 国債整理基金の取崩しを財源とした買入消却を実施	
23	23.7 個人向け国債変動10年債の金利計算方法を改定	東日本大震災→補正予算で復興債発行
	24.1 個人向け復興国債を平成24年1月(募集は12月)より発行	
24	24.4 個人向け復興応援国債を平成24年4月(募集は3月)より発行 国債発行等を原則T(入札日)+2日に設定	年金特例公債発行(〜25年度)
	25.1 国債整理基金残高の圧縮による借換債の発行抑制を公表	
25	25.7 流動性供給入札制度の対象の拡大 (対象銘柄を5~39年の利付債に拡大)	
	25.10 物価連動国債の発行再開	
	25.12 個人向け国債変動10年債と固定5年債の毎月募集・発行を開始 20年債の原則リオープン化を公表	
26	26.5 平成27年1月以降の物価連動国債の個人保有解禁を公表	消費税率5%→8%
	27.1 物価連動国債の相対取引での個人向け販売開始	
27	27.4 入札参加者の応札上限を「発行予定額」から「発行予定額の2分の1」に引下げ	PB中間目標達成
	27.4 国債市場特別参加者の応札責任を「発行予定額の3%以上」から「同4%以上」に引上げ	
28	28.4 流動性供給入札制度の対象の拡大 (対象銘柄を1~39年の利付債に拡大)	
	28.4 物価連動国債の買入消却開始	
29	29.7 第Ⅰ非価格競争入札の発行限度額を「発行予定額の10%」から「同20%」に拡大	
	29.7 国債市場特別参加者の応札責任を「発行予定額の4%以上」から「同5%以上」に引上げ	
30	30.5 国債発行等を原則T(入札日)+1日に設定	2025年度PB黒字化目標設定
令和元	2.1 第Ⅱ非価格競争入札の応札限度額を「価格競争入札等における落札額の15%」から「同10%」に引下げ	消費税率8%→10% 消費税軽減税率制度導入 新型コロナウイルス感染症感染拡大
	2.3 物価連動国債の3,000億円の買入れを実施	
2	2.4 物価連動国債の第Ⅱ非価格競争入札の取り止め	
	2.10 個人向け国債の手数料体系見直し(管理手数料の導入)	
3	3.4 利付債の表面利率の下限を0.1%から0.005%に引下げ	
	3.6 国の債務管理の在り方に関する懇談会の開催終了	
	4.1 物価連動国債の買入消却額を1回あたり500億円から200億円に減額	
	4.3 国債市場特別参加者の応札責任を「発行予定額の5%以上」から「同100/n(※)%以上」に変更 ※nは国債市場特別参加者の数	
4	4.6 国の債務管理に関する研究会の開催開始	

(11) 国債に係る法制度

A 起債根拠法

全ての国債は法律の規定に基づき発行されており、その根拠となる法律に応じて、国の歳出の財源となる国債（建設国債、特例国債、復興債、脱炭素成長型経済構造移行債、借換債、財政投融资特別会計国債等）、国庫等の一時的な資金不足を補うために発行される政府短期証券及び金銭の支払に代えて発行される交付国債に分類されます。

なお、国が新たに債務を負担するには、憲法第85条の規定によれば、国会の議決に基づくことが必要とされています。

a 「財政法」第4条第1項ただし書（建設国債）

「財政法」第4条第1項ただし書は、公共事業費、出資金及び貸付金に相当する金額の範囲内で、例外的に公債発行又は借入金を許容しています。これらはいずれも消費的支出ではなく、国の資産を形成するものであり、通常、その資産からの受益も長期にわたるので、これらの経費については公債発行又は借入れという形でその財源を賄い、その元利償還を通じて、後世にも相応の負担を求めることを許しているものと考えられます。

すなわち、同条第1項は、負担の世代間公平という考え方に立って、公共事業費等に限って公債発行又は借入れを認めるという形での健全財政の原則を定めたものと解されます。

ただし、建設国債の発行は国会の議決を経た金額の範囲内でなければならないとされており、発行限度額は、一般会計予算総則に規定されています。

また、同条第2項では、発行限度額の議決を経ようとするときには償還計画表を国会に提出しなければならないとされており、この償還計画表の中で、年度別の償還予定額を示し、償還方法・償還期限を明らかにしています。

b 特例公債法（特例国債）

各年度の特例公債法及び「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」には、「財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか」と規定されていますが、この趣旨は、特例国債が発行できる場合を、建設国債を発行しても、なお歳入が不足すると見込まれる場合に限定することにあります。

これらの法律には特例国債の発行権限のみを規定し、具体的な発行限度額は予算総則に規定するという構成を採ったのは、毎年度の公債の発行額は当該年度の歳入歳出全体のバランスの中で決まるものであり、この意味で国債の発行限度額は歳入歳出予算と不離一体の関係にあることから、これを予算総則に規定することによって、歳入歳出予算の一環として国会の審議・議決を受けることが、この性格上最もふさわしいと考えられるためです。

また、建設国債同様に、特例国債の発行限度額について国会の議決を経るに当たっては、審議の参考に供するため、償還計画表を国会に提出することとされています。

特例国債の発行は特例的に行われるので、実際の発行に当たっては、国会の議決を経た金額の範囲内で、税収など他の歳入の状況を考慮に入れ、できる限りその発行額を最小限に抑える必要があります。このような考え方から、毎会計年度の税収の収納期限である翌年度の5月末までの税収など他の歳入の状況を考慮して特例国債の発行額の調整を行えるよう、特例国債の発行時期を翌年度の6月末までとする出納整理期間発行の制度が設けられています。

なお、政府は特例国債の速やかな減債に努めるものとされています。

c 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第69条第1項及び第4項（復興債）

復興債は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第69条第1項及び第4項の規定に基づき、東日本大震災からの復興のために平成23年度から令和7年度までの間において実施する施策に必要な財源を確保するために発行される国債です。なお、復興債は、平成23年度のみ一般会計で発行されましたが、平成24年度以降は、東日本大震災復興特別会計で発行されています。

復興債については、建設国債や特例国債と同様に、国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされており、その発行限度額は、平成23年度については一般会計予算総則に、平成24年度以降は特別会計予算総則に規定されています。また、特例国債と同様に、出納整理期間発行の制度が設けられています。

なお、復興債及びその借換債については、令和19年度までの間に償還するものとされており、これらの償還に要する費用の財源については、平成24年度から令和19年度までの間における復興特別税等の収入を充てるものとされています。

d 「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」第7条第1項（脱炭素成長型経済構造移行債）

脱炭素成長型経済構造移行債（GX経済移行債）は、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」第7条第1項の規定に基づき、令和5年度から令和14年度までの各年度に限り、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用の財源を確保するために発行される国債です。

GX経済移行債については、建設国債、特例国債及び復興債と同様に、国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされて

おり、その発行限度額は、特別会計予算総則に規定されています。また、特例国債と同様に、出納整理期間発行の制度が設けられています。

なお、GX 経済移行債及びその借換債については、令和 32 年度までの間に化石燃料賦課金及び特定事業者負担金により償還するものとされています。

e 「特別会計に関する法律」第 46 条第 1 項及び第 47 条第 1 項（借換債）

「特別会計に関する法律」第 46 条第 1 項は、国債の整理又は償還のために必要な額を限度として、発行限度額について国会の議決を経たり、償還計画表を提出したりすることなく、政府は借換債を発行することができるとしています。これは建設国債や特例国債のような新規に発行する国債と異なり、債務残高の増加をもたらさないという借換債の性格に基づくものです。また、実態的にみても、借換債の発行については、金融情勢に応じて機動的、弾力的に行う必要があり、あらかじめ償還計画を提出したり、借換債発行額について国会の議決を受けたりすることにはなじまないものがあります。

なお、同法第 47 条第 1 項は、借換債を金融情勢などに応じて弾力的に発行できるようにするため、会計年度を越えた借換債の前倒し発行も認めています。この前倒し発行は、毎年度の特別会計予算総則であらかじめ国会の議決を経た限度額の範囲内で行われています。

f 「特別会計に関する法律」第 62 条第 1 項（財政投融资特別会計国債）

平成 13 年度の財政投融资制度の改革に伴い、「特別会計に関する法律」第 62 条第 1 項は、財政融資資金において運用の財源に充てるため、財政融資資金勘定の負担により、財政投融资特別会計国債（財投債）を発行することができるとしています。同条第 2 項では、財投債は国がその信用に基づいて発行するものなので、他の国債と同様に発行限度額について国会の議決を経なければならないとされています。また、同条第 3 項では、償還計画表を歳入歳出予定計算書に添付することとされています。

g その他（政府短期証券等）

政府短期証券は、「財政法」第 7 条又は「特別会計に関する法律」等を根拠として発行されており、また、交付国債については、その交付国債の種類ごとに各種弔慰金等の支給法、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法等の個別法が、その発行根拠法とされています。

B その他の法律

a 「国債ニ関スル法律」（国債の取扱い）

「国債ニ関スル法律」は、国債の取扱いについての基本的な事項を定めています。

法律で規定されている内容としては、

- ・国債の発行条件などの起債に関する事項、元利金の支払、証券及び登録に関し必要な事項の決定を財務大臣が行うこと
- ・国債に関する事務を日本銀行に行わせること
- ・国債の登録
- ・国債の譲渡制限
- ・国債証券を滅紛失した場合の救済措置
- ・国債の消滅時効

などがありますが、この法律に規定されていない事項については、民法、商法などの規定や取引慣行などの一般原則によることとなっています。

なお、国債の発行、償還等についての具体的な手続については、「国債規則」、「国債の発行等に関する省令」、「日本銀行国債事務取扱規程」、「日本銀行の国債元利金の支払等の特別取扱手続に関する省令」等の下位法令によって規定されています。

b 「特別会計に関する法律」第 38 条～第 49 条（国債の償還等）

国債の償還（元本の支払）や利子の支払については、「特別会計に関する法律」に基づいて設置された国債整理基金を通じて行われています。

国債整理基金に関し、この法律は、

- ・借入金を含む国債の円滑な償還及び発行のための国債整理基金の設置
- ・償還財源に充てるための繰入れ及びその方法
- ・国債の整理又は償還のための国債（借換債）の発行
- ・債務償還費の逐次繰越

等の事項について規定しています。